

(イ) 特定資産の譲渡人による重要事項の告知義務の廃止

特定資産の譲渡人による特定目的会社に対する重要事項の告知義務を廃止することとした。(第一九九条関係)

四 資金の借入れに係る規制の見直し

特定目的会社の資金の借入れについて、特定目的借入れの使途制限の撤廃等を行うこととした。(第二二〇条及び第二二一条関係)

3 資産流動化の応用スキームの促進

特定目的信託における社債的受益権(あらかじめ定められた金額の分配を受ける種類の受益権)の発行要件について、他の種類の受益権の発行義務の廃止等を行うこととした。(第二三〇条第一項関係)

八 特定融資枠契約に関する法律の一部改正関係

特定融資枠契約の適用対象に、純資産一〇億円超の株式会社、大会社等の子会社、純資産の額が一〇億円を超える者等に相当する外国会社、金融機関(証券会社・貸金業者等)、資産流動化のための合同会社等を追加することとした。(第二二条関係)

九 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◆航空法の一部を改正する法律(法律第五〇号)

(国土交通省)

1 准定期運送用操縦士の資格の創設

(一) 航空従事者技能証明(以下「技能証明」という。)の資格に、准定期運送用操縦士の資格を設けることとした。(第二四条関係)
(二) 准定期運送用操縦士の資格に係る業務範囲を、航空機に乗り組んで、機長以外の操縦者として、構造上、その操縦のために二人を要する航空機の操縦を行うこと等とすることとした。(別表関係)

2 操縦者に対する特定操縦技能の審査制度の創設

(一) 定期運送用操縦士、事業用操縦士、自家用操縦士又は准定期運送用操縦士の資格についての技能証明(以下「操縦技能証明」という。)を有する者は、航空機の操縦に従事するのに必要な知識及び能力であつてその維持について確認することが特に必要であるもの(以下「特定操縦技能」という。)を有するかどうかについて、操縦技能審査員(特定操縦技能の審査を行うのに必要な経験、知識及び能力を有する者)の審査を受け、これに合格していなければ、当該操縦技能証明について限定をされた範囲の航空機について次に掲げる行為を行つてはならないこととした。この場合において、当該審査は、当該行為を行う日前国土交通省令で定める期間内に受けたものでなければならぬこととした。(第七一条の三第一項関係)
(二) 航空機に乗り組んで行うその操縦(第三五一条第一項各号又は第七一条の四第一項の操縦の練習の監督)
(三) 第三五一条の二第一項の計器飛行等の練習の監督

(四) 一は、操縦技能証明及び航空身体検査証明を有する者で「の期間内に」の規定による審査に合格していないものが当該操縦技能証明について限定をされた範囲の航空機に乗り組んで行う操縦の練習のために行う操縦であつて、当該操縦の練習が機長として当該航空機を操縦することができる技能証明及び航空身体検査証明を有する者の監督(機長として当該航空機の操縦を受けることができる技能証明を有する者)の監督を受けることができる技能証明を有する者(機長として当該航空機を操縦することができる)の知識及び能力を有すると認められて、国土交通大臣が指定した者の監督)の下に行われるものについては、適用しないこととした。(第七一条の四第一項関係)

3 航空身体検査証明の有効期間の適正化

航空身体検査証明の有効期間は、当該航空身体検査証明を受ける者が有する技能証明の資格ごとに、その者の年齢及び心身の状態並びにその者が乗り組む航空機の運航の態様に応じて、国土交通省令で定める期間とすることとした。(第三二条関係)

4 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◆非訟事件手続法(法律第五一号)(法務省)

総則

この法律の趣旨及び最高裁判所規則への委任に関する規定を設けることとした。(第一条及び第二条関係)

二 非訟事件の手続の通則

一 総則
一 非訟事件の手続の通則の適用範囲並びに裁判所及び当事者の責務に関する規定を設けることとした。(第三条及び第四条関係)
二 非訟事件に共通する手続
一 管轄について、管轄が住所地により定まる場合の管轄裁判所、優先管轄等、管轄裁判所の指定、管轄裁判所の特例、管轄の標準時及び移送等に関する民事訴訟法の準用等に関する規定を設けることとした。(第五条、第一(一)条関係)
二 裁判所職員の除斥及び忌避について、裁判官の除斥、裁判官の忌避、除斥又は忌避の裁判及び手続の停止、裁判所書記官の除斥及び忌避並びに専門委員の除斥及び忌避に関する規定を設けることとした。(第一一条、第一五一条関係)
三 当事者能力及び手続行為能力について、その原則等、特別代理人、法定代理権の消滅の通知及び法人の代表者等への準用に関する規定を設けることとした。(第一六条、第一九一条関係)
四 参加について、当事者参加及び利害関係参加に関する規定を設けることとした。(第一二(一)条及び第二一条関係)

(五) 手続代理人及び補佐人について、手続代理人の資格、手続代理人の代理権の範囲、法定代理の規定及び民事訴訟法の準用並びに補佐人に関する規定を設けることとした。(第二二条、第二五一条関係)

(六) 手続費用について、手続費用の負担、手続費用の立替え、手続費用に関する民事訴訟法の準用等及び手続上の救助に関する規定を設けることとした。(第二六条、第二九一条関係)

(七) 非訟事件の審理等について、手続の非公開、調書の作成等、記録の閲覧等、専門委員、期日及び期間、手続の併合等、受継、送達及び手続の中止、裁判所書記官の処分に対する異議並びに検察官の関与に関する規定を設けることとした。(第三(一)条、第四(一)条関係)

(八) 裁判所その他の官庁、検察官又は吏員による検察官に対する通知に関する規定を設けることとした。(第四一条関係)
(九) 電子情報処理組織による申立て等について、民事訴訟法の準用等に関する規定を設けることとした。(第四二条関係)

三 第一審裁判所における非訟事件の手続

(一) 非訟事件の申立てについて、申立ての方式等及び申立ての変更に関する規定を設けることとした。(第四三(一)条及び第四四(一)条関係)
(二) 非訟事件の手続の期日について、裁判官の手続指揮権、受命裁判官による手続、首声の送受信による通話の方法による手続及び通訳人の立会い等その他の措置に関する規定を設けることとした。(第四五(一)条、第四八(一)条関係)

(三) 事実の調査及び証拠調べについて、裁判所は、職権で事実の調査をし、かつ、申立てにより又は職権で、必要と認める証拠調べをしなければならぬものとする。とともに、当事者の責務、疎明、事実の調査の嘱託等、事実の調査の通知及び証拠調べに関する規定を設けることとした。(第四九(一)条、第五三(一)条関係)

（株式会社日本政策投資銀行法の一部改正）
第二十七条 株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第十條第一項中「第十三條の四後段」の下に「及び第二十二條第七項」を加える。

（株式会社日本政策投資銀行法の一部改正に伴う経過措置）
第二十八條 前條の規定による改正後の株式会社日本政策投資銀行法（以下この条において「新設投銀法」という。）第十條第一項において準用する新設投銀法第二十二條第七項の規定は、第二号施行日以後に終了する事業年度に係る新設投銀法第十條第一項において準用する新設投銀法第二十二條第四項の規定による公告について適用する。

（金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部改正）
第二十九條 金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二條のうち金融商品取引法目次の改正規定中「第百七十一條」を「第百七十一條の二」に改める。

（罰則の適用に関する経過措置）
第三十條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第三十一條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）
第三十二條 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

内閣総理大臣臨時代理
 国務大臣 枝野 幸男
 総務大臣 片山 善博
 法務大臣 江田 佳彦
 財務大臣 野田 圭
 厚生労働大臣 細川 律夫
 農林水産大臣 鹿野 道彦
 経済産業大臣 海江田万里

航空法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十三年五月二十五日

内閣総理大臣臨時代理
 国務大臣 枝野 幸男

法律第五十号

航空法の一部を改正する法律

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の一部を次のように改正する。
 第八條の三第三項中「提示しなければ」を「提示しなければ」に改め、同条第三項中「き損しては」を「毀損しては」に改める。

第二十四條中「自家用操縦士」を「自家用操縦士」に改める。

第二十五條第一項及び第二十八條第一項ただし書中「自家用操縦士」の下に「、准定期運送用操縦士」を加える。

第三十二條を次のように改める。

第三十二條 航空身体検査証明の有効期間は、当該航空身体検査証明を受ける者が有する技能証明の資格ごとに、その者の年齢及び心身の状態並びにその者が乗り組む航空機の運航の態様に応じて、国土交通省令で定める期間とする。

第三十三條第一項中「又は自家用操縦士」を「、自家用操縦士又は准定期運送用操縦士」に改める。

第三十四條第一項中「定期運送用操縦士」の下に「若しくは准定期運送用操縦士」を加え、「第三十五條の二第一項において同じ」を削り、同条第二項中「その一」を「機長としてその」に改め、同項第一号中「又は自家用操縦士」を「、自家用操縦士又は准定期運送用操縦士」に改める。

第三十五條第一項中「左に」を「次に」に改め、「ために」を「ために」に改め、同項第一号及び第二号中「一行なう」を「一行う」に改め、同項第三号中「一行なう」を「一行う」に改め、同項第二号として当該航空機」に改める。

第三十五條の二第一項中「、定期運送用操縦士の資格についての技能証明」を「、定期運送用操縦士若しくは准定期運送用操縦士の資格についての技能証明（当該技能証明について限定をされた航空機の種類が同項の国土交通省令で定める航空機の種類であるものに限り）」に改め、同項第一号中「当該航空機を」を「機長として当該航空機を」に改め、「又は」を「当該技能証明について限定をされた航空機の種類が第三十四條第一項の国土交通省令で定める航空機の種類であるものに限り。」又は「に改め、同項第二号及び第三号中「当該航空機」を「機長として当該航空機」に改める。

第七十一條の二の次に次の見出し及び二條を加える。

（特定操縦技能の審査等）
第七十一條の三 操縦技能証明を有する者は、航空機の操縦に従事するのに必要な知識及び能力であつてその維持について確認することが特に必要であるもの（以下この条において「特定操縦技能」という。）を有するかどうかについて、操縦技能審査員（特定操縦技能の審査を行うのに必要な経験、知識及び能力を有することについて国土交通大臣の認定を受けた者をいう。第四項及び第百三十四條において同じ。）の審査を受け、これに合格していなければ、当該操縦技能証明について限定をされた範囲の航空機について次に掲げる行為を行つてはならない。この場合において、当該審査は、当該行為を行う日前国土交通省令で定める期間内に受けたものでなければならない。

一 航空機に乗り組んで行うその操縦
 二 第三十五條第一項各号又は次条第一項の操縦の練習の監督
 三 第三十五條の二第一項の計器飛行等の練習の監督

2 前項の規定は、同項の期間内に国土交通省令で定める方法により特定操縦技能を有することが確認された場合又は国土交通大臣がやむを得ない事由があるとして認め許可した場合に、適用しない。

3 第一項の認定の基準、同項の審査の方法その他同項の規定及び同項の審査に関する細目的事項は、国土交通省令で定める。

4 国土交通大臣は、操縦技能審査員が前項の国土交通省令の規定に違反したときは、当該操縦技能審査員に対し、第一項の審査の業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命じ、六月以内において期間を定めて当該審査の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又はその同項の規定による認定を取り消すことができる。

第七十一條の四 前条第一項の規定は、操縦技能証明及び航空身体検査証明を有する者で同項の期間内に同項の規定による審査に合格していないものが当該操縦技能証明について限定をされた範囲の航空機に乗り組んで行う操縦の練習のために行う操縦であつて、当該操縦の練習が機長として当該航空機を操縦することができると技能証明及び航空身体検査証明を有する者の監督（機長として当該航空機を操縦することができると技能証明を有する者の監督を受けることが困難な場合にあつては、機長として当該航空機を操縦することができると知識及び能力を有すると認め国土交通大臣が指定した者の監督）の下に行われるものについては、適用しない。

2 第三十五條第二項の規定は、前項の操縦の練習の監督を行う者について準用する。

3 第一項の指定の手続その他同項の指定に関する細目的事項は、国土交通省令で定める。

第三百三十四條第一項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 操縦技能審査員

第四百四十五條の三第二号中「又は第七十八條第四項」を「及び第七十八條第四項に改め、(含む)」の下に「第七十一條の三第四項」を加える。

第四百四十八條第一号中「又は第四十四條第五項」を「及び第四十四條第五項」に改める。

第四百五十條第一号の二中「き損した」を「毀損した」に改め、同条第一号の五中「第三十五條の二第二項」の下に「及び第七十一條の四第二項」を加え、同条第五号の三を第五号の四とし、第五号の二を第五号の三とし、第五号の次に次の一号を加える。

五の二 第七十一條の三第一項の規定に違反して、航空機の操縦、操縦の練習の監督又は計器飛行等の練習の監督を行つた者

第六百六十二條中「又は第三十六條」を「、第三十六條又は第七十一條の四第三項」に改める。

別表自家用操縦士の項の次に次のように加える。

准定期運送用操縦士	航空機に乗り組んで次に掲げる行為を行うこと。 一 機長以外の操縦者として、構造上、その操縦のために二人を要する航空機の操縦を行うこと。 二 機長以外の操縦者として、特定の方法又は方式により飛行する場合に限りその操縦のために二人を要する航空機であつて当該特定の方法又は方式により飛行するもの操縦を行うこと。
-----------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第七十一條の二の次に見出し及び二條を加える改正規定、第三百三十四條第一項及び第四百四十五條の三第二号の改正規定、第五百五十條の改正規定(同条第一号の二の改正規定を除く)並びに第六百六十二條の改正規定は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 国土交通大臣は、前条ただし書に規定する規定の施行の日(以下この条及び附則第六條において「一部施行日」という)前においても、この法律による改正後の航空法(以下「新法」という)第七十一條の三第一項の認定に相当する認定(以下この条において「相当認定」という)を行うことができる。

2 相当認定を受けた者は、一部施行日前において、新法第七十一條の三第一項の審査に相当する審査(以下この条において「相当審査」という)を行うことができる。

3 相当認定の基準、相当審査の方法その他相当認定及び相当審査に関する細目的事項は、国土交通省令で定める。

4 国土交通大臣は、相当認定を受けた者が前項の国土交通省令の規定に違反したときは、当該相当認定を受けた者に対し、相当審査の業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命じ、六月以内において期間を定めて当該相当審査の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又はその相当認定を取り消すことができる。

5 国土交通大臣は、相当審査の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、相当認定を受けた者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、相当認定を受けた者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

6 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

7 第五項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

8 第四項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

9 第五項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して虚偽の陳述をした者は、百万円以下の罰金に処する。

10 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、当該各項の刑を科する。

11 一部施行日において現に相当認定を受けている者は、新法第七十一條の三第一項の認定を受けた者とみなす。この場合において、同条第四項中「前項」とあるのは「二前項又は航空法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第五十号)附則第二條第三項」とする。

12 相当審査に合格した者に対する新法第七十一條の三第一項の規定の適用については、同項中「審査を受け」とあるのは「審査又は航空法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第五十号)附則第二條第二項に規定する相当審査を受け」と、当該審査」とあるのは「これらの審査」とする。

13 一部施行日前に第四項の規定によりされた命令は、一部施行日以後は、新法第七十一條の三第四項の規定によりされた命令とみなす。

第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の航空法(次条において「旧法」という)第三十一條第一項の航空身体検査証明を受けている者の当該航空身体検査証明の有効期間については、新法第三十二條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(処分、手続等の効力に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前に旧法(これに基づく命令を含む)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新法(これに基づく命令を含む)に相当する規定があるものは、これらの規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

(登録免許税法の一部改正)

第五条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三十二号中「又は同法」を「、同法」に改め、同条の二の耐空検査員の認定」の下に「又は同法第七十一條の三第一項(特定操縦技能の審査)の操縦技能審査員の認定」を加え、同条中「ヲ」とし、二から「ヲ」までを「ハ」までとし、ハの次に次のように加える。

二 准定期運送用操縦士の技能証明 技能証明の件数 一件につき六千円

別表第三十二号中に次のように加える。

力 操縦技能審査員の認定 認定件数 一件につき三千円

(登録免許税法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の日から一部施行日の前日までの間に受ける前条の規定による改正後の登録免許税法別表第一第三十二号中に掲げる認定に係る同条の規定の適用については、同条中「同法第七十一條の三第一項(特定操縦技能の審査)の操縦技能審査員の認定」とあるのは「航空法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第五十号)附則第二條第一項(操縦技能審査員の認定)に相当する認定」とあるのは「相当認定(以下単に「相当認定」という)」と、同条中「ハ」中「操縦技能審査員の認定」とあるのは「相当認定」とする。

財務大臣 野田 佳彦
国土交通大臣 大島 章宏
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 枝野 幸男